

福岡県公報

平成二十二年七月二日
第三千百三十号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

再掲

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(市町村支援課)

……………

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

三 身体障害者支援施設の項中

国立福岡視力障害センター

西区今津四八二・一

を

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局福岡視力障害センター

西区今津四八二・一

に

改める。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十号

本庁
出先機関

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県臨時職員規程（昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十一条関係）

休暇の種類	事由	期間
有給休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	任用期間三十日につき一日（任用期間が六月を超え十月未満の場合にあつては、十日）
特別休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	職員が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	職員の親族（附表の親族欄に掲げる親族に限られる場合）	親族に応じこの表の附表に定め

無 給 休 暇		病 気 休 暇	
特 別 休 暇			
授乳等を行う場合 生後一年に達しない生児を育てる女性職員が、その生児の保育のために必要と認められる	女性職員が出産した場合 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日から八週間を経過するまでの期間（産後六週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。） 一日二回それぞれ三十分以内の期間	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 出産の日までの申し出た期間（妊娠満十二週以上となる期間に限る。） 必要と認められる期間	職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一〇年において任用期間が百五十日超の場合にあつては十日、任用期間が百五十日までの場合にあっては八日、任用期間が百二十日までの場合にあっては七日、任用期間が九十日までの場合にあっては五日、任用期間が六十日までの場合にあっては三日、任用期間が三十日までの場合にあっては一日の範囲内の期間 必要と認められる期間
			る。一が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき る日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 必要と認められる期間

附 表

口 祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）
ロ 父母、子及び配偶者の父母

備考 1
年次休暇期間及び病気休暇期間の算定において、十日未満の間に再雇用された者の任用期間は、両期間を通算する（日を月に換算するにあたっては、三十日をもって一月とする。）
備考 2
この表中「要介護者」とは、次に掲げる者（口に掲げる者）にあつては、職員と同居しているものに限る。（で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）

親 族

日

数

介護休暇		
職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき	職員が要介護者の介護、通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき	一〇年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間 要介護者の各々が介護を必要とする一〇の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間
	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合 職員が、その養育する小学校就学の子を含むまでの子（当該職員の配偶者の子を含む。以下同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認められる期間 一〇年において五日（その養育する小学校就学の子の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

配偶者	七日
父母	七日
子	五日
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、祭員等の承継を受ける場合にあっては、七日）
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭員等の承継を受ける場合にあっては、七日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、五日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者及び配偶者のおじ又はおば	一日

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。